

東北大学空手道部OB会慶弔規程

1. 弔電

会員本人が死亡したときは、配偶者又は親族に対し、OB会長名義で弔電を打つこととする。

2. その他

幹部会で必要と判断される場合は、最大 50,000 円の範囲内で適宜対応することとする。会員は、本人および他会員で慶弔事項が発生した場合は事務局長宛て速やかに報告するものとする。

3. 附則 本規程は平成 22 年 7 月 17 日より施行する。